

令和 5 年 度

財政援助団体等に対する監査結果報告書

高 砂 市 監 査 委 員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 令和6年11月25日

監査の対象 社会福祉法人双恵会 めぐみ苑

第3 監査の範囲

令和5年度に高砂市から交付している地域介護拠点整備事業補助金について、「高砂市地域介護拠点整備事業補助金交付要綱」で定める補助対象事業の実施に必要な経費に係る出納、その他の事務の執行について監査を実施した。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体から市に提出された補助金交付申請書、補助金実績報告書及び補助対象事業に関する資料（財務関係資料、収支決算報告書等、関係帳簿及び証拠書類等）について、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、関係書類の検査を行うとともに、補助対象施設の現場確認を行った。

第5 監査の結果

今回の監査対象事業は、令和5年度において新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を目的として、地域介護拠点整備事業補助金を活用して行った多床室17室、計54床の個室化改修工事である。

監査の結果、予算の執行、収入、支出等についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところであるが、一部において検討すべき事項が見受けられたので、以下に記述する。

- 1 補助金交付申請書に関する添付資料について、軽微な記載内容の不備が見受けられた。市担当課と協議し、適切な形に修正をされたい。
- 2 改修工事請負契約の締結について、契約事務の流れについて確認したところ、工事実施の方針と工事内容及び概算金額について理事会で報告し、了承を得た後、入札・契約事務を行っているが、その後の工事請負契約を締結することに関しては理事会に諮らず、稟議書による理事長決裁にて契約締結の決定を行った、との説明があった。

今回の改修工事は契約金額5, 280万円と大口の契約であり、契約内容としても、社会福祉法人双恵会定款第25条ただし書きにある「日常の業務として理事会が定めるもの」の範疇を超える、重要な案件ではないかと思われる。そのため、理事長の専決ではなく理事会に諮り、議決を得たうえで契約締結を行うべきであるとする。今後、同様の事例については適正な手続きを踏まえて決定していただくようお願いしたい。

- 3 補助金実績報告について内容を確認したところ、報告書に記載の事業完了日と、工事施工業者からめぐみ苑に提出された、工事完了報告に係る書類の内容とに齟齬があることがわかった。これに関し、完了日に関する説明を職員に求めたものの、その根拠が不明瞭であり、証拠書類も含めて確認に時間を要することとなった。

最終的な確認の結果、適切な時期に事業は完了しており、補助金の執行上問題となることはなかったが、実績報告書の作成とその提出にあたっては、市担当課に十分な確認と協議を行うとともに、その根拠についても十分な説明ができるよう、内容の整理と、証拠書類を適切な形で整備することをお願いしたい。

わが国の総人口は減少を続けており、令和6年度版高齢者白書によれば、令和5年10月1日現在の国の総人口は、1億2,435万人、65歳以上人口は3,623万人、総人口に占める割合（高齢化率）は29.1%であるが、令和32年（2050年）には、総人口が1億469万人、65歳以上人口は3,888万人、高齢化率は37.1%となると推計されており、65歳以上の高齢者人口は増加の一途をたどっている。

高砂市においても、令和5年10月1日現在の住民基本台帳における人口は、87,578人、65歳以上人口は26,120人、総人口に占める割合（高齢化率）は29.82%となっているが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年（2050年）には、総人口が61,902人、65歳以上人口は24,679人、65歳以上のその割合（高齢化率）は39.9%になると推計されており、全国と同様に人口減少、高齢化が年々進んでいる状況となっている。これに伴い、ひとり暮らしの人をはじめ、医療や介護を必要とする人、認知症を患う人など、支援を必要とする高齢者が増える一方、高齢者を支える若い世代の人口は減少しており、幅広い支援・サービスが今まで以上に必要になると考えられる。

このような状況の中、社会福祉法人双恵会 めぐみ苑は、特別養護老人ホームとして平成10年12月1日に開設され、以後、多くの高齢者とその家族に利用されている施設である。併設事業としてショートステイ事業、デイサービス事業等も行っており、地域に暮らす高齢者を支える上で重要な役割を担っている。

めぐみ苑において地域介護拠点整備事業補助金を活用して行われた今回の個室化改

修工事は、居室の中で体調不良者の隔離や介護等を行うことができるといった効果があり、新型コロナウイルス感染症のみならず、様々な感染症の拡大防止対策として当該施設のハード面における対策を強化・充実させることにつながった。これにより、利用者とその家族に対し、より安全・安心な環境を提供できるようになったと思われる。

今後も利用者本人とその家族が安心して過ごし、利用できる体制・環境づくりを行っていただくとともに、社会福祉法人双恵会の目的である「利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援すること」に注力することにより、高齢者福祉施策における重要な一翼を担われることを期待する。